

名古屋市立大学学生の皆さんへ

令和2年5月27日  
(令和3年1月15日改定)  
学生生活委員会

## 新型コロナウイルス感染症対策について

「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、下記の事項に留意してください。学生の皆さんや周囲の方々を守るためにもご理解・ご協力をお願いいたします。今後も感染拡大状況などに応じて、適宜改定していきます。

### 記

#### 通学に当たっての留意事項

- 1 ①～③の場合には、学部事務室に連絡のうえ、絶対に登校しないでください。授業やゼミなどの場合でなくとも、キャンパス内に立ち入る場合は同様です。
  - ①り患した場合、り患の疑いがあると診断された場合、濃厚接触者となった場合
  - ②発熱等の風邪症状があるなど体調がすぐれない場合
  - ③海外から帰国（渡日）して14日を経過しない場合

#### キャンパス内での留意事項

- 2 感染者が発生した場合、「濃厚接触者」を特定する必要があるため、授業に出席した際は、出席したすべての授業について教室の着席した場所を必ず記録してください。また、授業以外の自分の行動も記録してください（どこで昼食を取った、どこに立ち寄ったなど）。
- 3 人と人との距離を取り、教室、廊下、ロビーなどで集まらないようにしてください。また、密集しやすいエレベーターの利用を控えてください（障害がある方や高層階へ移動する場合を除きます。）。
- 4 こまめな手洗い（外から中に入るとき、食事の前後、共用のものを触ったときなど）、換気（30分に1回程度）、マスク着用といった基本的な感染症対策を徹底してください。
- 5 食事をする前には、手洗い又は消毒のうえ、飛沫感染を防ぐため、会話を自粛し、他の人と対面で食事をしないようにしてください。また、食堂を利用する場合には、食堂の指示に従い、食事後は速やかに退席してください。

## 課外活動等に関する留意事項

- 6 課外活動の再開にあたっては、「課外活動再開のガイドライン」に従ってください。また、課外活動施設（部室等を含む）の貸出は条件を付して再開します。  
※緊急事態宣言が発令されている期間は活動を停止してください。

## キャンパスライフにかかわるその他の留意事項

- 7 大学からの連絡は、基本的に学務情報システム（メールを含む。）で行いますので、随時、確認してください。  
大学からの連絡には常に留意し、連絡がつくようにし、大学側からの連絡には必ず返信してください。
- 8 その他、学習や学生生活などで不安なことがありましたら、指導教員や保健管理センターまでご相談ください。
- 9 所属する学部から示されるその他の留意事項についても遵守してください。

## 日常生活に関する留意事項

- 10 自分の体調に気を付け、毎日検温を行うなど自分自身で健康管理を行ってください。（食事と睡眠をきちんと取り、生活リズムを整えるようにしましょう。）
- 11 ①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声が行われる環境、という3つの条件が同時に重なる場所には行かないでください。
- 12 クラスターの発生源となる集団での活動は行わないでください。特に、懇親会など飲食を伴う集まりは中止してください。
- 13 県をまたぐ不要不急の私的旅行及び海外渡航については原則中止または延期してください。（帰省については慎重に判断してください。）
- 14 噂などの不確かな情報を鵜呑みにすることなく、正しい情報の収集に努めてください。また、不確かな情報を発信しないでください。
- 15 感染者・濃厚接触者・感染症対策や治療に当たる医療従事者及びその家族に対する偏見や差別につながるような行為を行わないでください。
- 16 アルバイトを行う際は、毎日の検温等の体調管理、手洗いやマスク着用などの対策を徹底し、少しでも体調が悪い場合には行わないようにしてください。  
また、アルバイト先で十分な感染防止策を行っているか確認をしてください。
- 17 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールしてください。